別表第1 (第8条関係)

占用物件		単位	占用料(円)
道路法(以下この表にお	第1種電柱	1本につき1年	480
いて「法」という。)第	第2種電柱		730
32条第1項第1号に掲げ	第3種電柱		990
る工作物	第1種電話柱		430
	第2種電話柱		680
	第3種電話柱		940
	その他の柱類		43
	共架電線その他上空に	長さ1メートルにつ	4
	設ける線類	き1年	
	地下に設ける電線その		3
	他の線類		
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	420
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メー	260
		トルにつき1年	
	変圧塔その他これに類	1個につき1年	850
	するもの及び公衆電話		
	所		
	郵便差出箱及び信書便		360
	差出箱		
	広告塔	表示面積1平方メー	870
		トルにつき1年	
	その他のもの	占用面積1平方メー	850
		トルにつき1年	
法第32条第1項第2号に	外径が0.07メートル未	長さ1メートルにつ	18
掲げる物件	満のもの	き1年	
	外径が0.07メートル以		26
	上0.1メートル未満のも		
	0		
	外径が0.1メートル以上		38
	0.15メートル未満のも		
	<b>の</b>		
	外径が0.15メートル以		51

0.3メートル未満のもの   外径が0.3メートル以上   0.4メートル未満のもの	77
外径が0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの 外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの	
0.3メートル未満のもの   外径が0.3メートル以上 1   0.4メートル未満のもの	
外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの	00
0.4メートル未満のもの	00
	80
0.7メートル未満のもの	
外径が0.7メートル以上 2	60
1メートル未満のもの	
外径が1メートル以上 5	10
のもの	
法第32条第 自動運行補 法第2条第 地下に設 長さ1メートルにつ	3
1 項第 3 号   助施設   2 項第 5 号   けるもの   き 1 年	
に掲げる施しに規定するしその他のし	9
設 自動運行装 もの	
置による検	
知の対象と	
して設置す	
る導線その	
他の線類	
道路の構造又は交通の 1本につき1年 6	80
状況を表示する標示柱	
その他の柱類	
その他のも 上空に設 占用面積1平方メー 4	30
の けるもの トルにつき 1 年	
地下に設   2	60
けるもの	
その他のもの 8	50
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設 8	50
法第32条第   地下街及び   階数が1のもの   A に0.004を動	乗
1項第5号 地下室 じて得た額	
に掲げる施 階数が2のもの Aに0.006を動	乗
設して得た額	
階数が3以上のもの A に0.007を封	乗

				じて得た額
	上空に設ける通路			430
	地下に設ける	 る通路		260
	その他のもの			850
法第32条第	祭礼、縁日その他の催しに際し、一		占用面積1平方メー	9
1項第6号	時的に設けるもの		トルにつき1日	
に掲げる施	その他のもの		占用面積1平方メー	87
設			トルにつき 1 月	
道路法施行	看板(アー	一時的に設けるもの	表示面積1平方メー	87
令(昭和27	チであるも		トルにつき 1 月	
年政令第	のを除	その他のもの	表示面積1平方メー	870
479号。以	⟨∘)		トルにつき1年	
下この表に	標識		1本につき1年	680
おいて	旗ざお	祭礼、縁日その他の催	1本につき1日	9
「令」とい		しに際し、一時的に設		
う。) 第7		けるもの		
条第1号に		その他のもの	1本につき1月	87
掲げる物件	幕(令第7	祭礼、縁日その他の催	その面積1平方メー	9
	条第4号に	しに際し、一時的に設	トルにつき1日	
	掲げる工事	けるもの		
	用施設であ	その他のもの	その面積1平方メー	87
	るものを除		トルにつき 1月	
	⟨∘⟩			
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	870
		その他のもの		430
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メー	850
令第7条第3号に掲げる施設			トルにつき1年	Aに0.031を乗
				じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5			占用面積1平方メー	87
号に掲げる工事用材料		トルにつき 1 月		
令第7条第6	令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7			85
号に掲げる放	<b>色</b> 設			
河川等に係る橋りょう又は通路			占用面積1平方メー	475
河川等に係るその他の工作物			トルにつき1年	630

## 備考

- 1 第1種電柱とは電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。2及び3を除き、以下同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 2 第1種電話柱とは電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。3を除き、以下同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する 電線をいう。
- 4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいう。
- 5 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。
- 6 河川等とは、河川法を適用又は準用されない河川、湖沼、ため池、水路、溝きょその他の土地又は水面をいう。
- 7 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル未満若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル未満若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算する。
- 8 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算する。この場合において、1月 未満の端数があるときは1月とみなす。
- 9 占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算する。
- 10 占用の期間が1月未満であるときの占用料は、別表第1により算定した額に100分の110を乗じて得た額(10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)とする。
- 11 占用料の額が100円に満たないときは、100円とする。